

(議長)

財政課・税務課所管の関連議案について、補足説明を求めます。

財務課長、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

最初に一般会計の歳出の方からご説明したいと思います。

予算資料7頁の方となります。まず、一般管理費では、13番基金積立となります。基金で生じた利息の積立でございます。

次に、財政管理費では18番から20番までとなります。この中で、新規事業でございますけれども、公会計整備・公共施設等総合管理計画、それから財務会計システム更新となります。公共施設等総合管理計画につきましては、予算資料の5頁をお開き願いたいと思います。こちらの方に公共施設等総合管理計画、それから地方公会計の整備についての概要が記載されてございますけれども、公共施設等総合管理、総合管理計画は28年度末までに策定しなければならないものとなってございまして、その内容と致しましては資料4の②、公共施設等総合管理計画の内容の二つ目のマル、施設全体の管理に関する基本的な方針を10年以上の期間を設定して、基本的な方針を定めるという内容になっているものでございます。この公共施設の施設でございますけれども、箱ものの施設に限らず、インフラも含めた公共施設、その総合的な管理計画を定めるものでございます。内容は、業者への委託費となっているものでございます。

それから、財務会計システムでございますけれども、契約満了に伴いまして、財務会計システムの、電算システムの更新を行うものでございます。

次に、会計管理費でございます。21番でございます。会計事務。こちらは例年と大きく変わりございません。

次に、財産管理費、22番から次の頁の31番までとなります。この中で、新規の事業でございますけれども、28番、町有地法面崩落復旧対策でございます。こちらの方は資料6頁をご覧頂きたいと思います。この図の箇所、円山227番地の2でございますけれども、町有地でございますが、崩落しましたので、土砂の除去と芝の植生、こちらの方行うものでございます。

次に、次の頁の29頁の未利用町有地等売却促進対策でございますが、これは27年度補正でお願いしました未利用購入地の購入者に対する奨励金制度、おおよそ3割程度バックしますよってというような内容のものでございます。

次に30番の、旧JR江差駅施設撤去でございます。円山第3団地の江差駅跡地に建て替える上で、JR江差駅の施設、駅舎、ホーム、レールの方を撤去するものでございます。

次に、9頁となります。79、80番になります。集会施設補修と集会施設管理となります。新規事業として、集会施設補修でございますけれども、内容と致しましては、越前寿の家屋根の葺き替えとなるものでございます。

続きまして、11頁、番号112番でございます。児童館管理となります。例年と大きく異なるところはございません。

次に15頁となります。自然公園管理費でございます。223番から226番までとなります。この中で新規事業でございますけれども、逆川森林公園設備等改修でございます。こちらの方は昨日あの町長の答弁の方でもあの述べさせて頂きましたが、逆川森林公園の案内板それと、バーベキュー台、ベンチ、それら2基を改修するものでございます。

次に16頁、都市公園管理費でございます。254番と255番となります。新規事業と致しましては、都市公園遊具等補修でございます。こちらの方は茂尻児童公園、えぞだて公園等を中心に腐食破損の激しい遊具設備等を補修していくものでございます。

次に同じ頁の住宅管理費でございます。258番から262番までとなります。このうち新規事業でございますけれども、公営住宅長寿命化対策（町営住宅南が丘第1団地耐力度調査）でございます。これは29年度で実施を予定しております、長寿命化改修工事、外壁屋根の工事の事前調査となりまして、南が丘第1団地の昨日補正をお願いしました4棟以外の残りの棟となるものでございます。

次にすぐ下の、長寿命化計画見直し策定業務でございます。長寿命化計画23年に策定したものでございますけれども、5年が経ちまして見直しの時期に来ておりますことから、そちらの方、業者委託しながら見直していくものとなってございます。

次に、住宅建設費、263番となります。円山第3団地建て替え団地ということで、仮称とさせて頂きましたが、新陣屋団地建設となります。資料の方は24頁となりますが、そちらの方に、資料24頁の方に、現時点での各年度の概算の工事費を資料として提出させて頂いておりますが、28年度におきましては、測量や地盤調査、それから基本設計実施設計、それから先程も説明しましたが、駅施設の解体撤去をそういうことを行う内容となっております。

続きまして、19頁になります。公債費でございます。334番から337番でございます。内容と致しましては、長期借入金の元金及び利子また一時借入金の利子でございます。前年度比で元利とも1,700万程減となっております。

次に、338番の普通財産取得費、また339番予備費は例年と同様の内容となっているものでございます。

次に、歳入の方ご説明致します。歳入の方は予算書の方で簡潔にご説明したいと思いません。

まず、22頁でございます。2款の地方譲与税から一番下7款の自動車取得税交付金、それから次の頁の8款地方特例交付金から、10款交通安全対策特別交付金、こちらまでが財政課の所管となりまして、これは国・道からの交付金でございます、これは地方財政計画等をベースに積算したものでございます。なお、9款地方交付税、広報誌とかでも出てきておりますけれども、国勢調査人口の減少など、その他の理由もございまして、8,700万円ほど減少すると見込んでいます。

その他、主な歳入のみを説明させていただきます。

27頁をお開き願いたいと思います。5款、失礼致しました、5目土木使用料の6節住宅使用料でございます。6,464万5千円、前年度とほぼ同額となっているものでございますけれども、徴収率は昨年度95パーセントと見込んでいたところ、97パーセントとしたものでございますが、所得の減、それから入居者の減によりまして、金額的には同額となったものでございます。

次に、29頁でございます。住宅費補助金でございます。社会資本整備総合交付金でございますが、公営住宅家賃低廉化事業以下、記載の4つの事業に国庫補助金が充当されるものとなっております。

次に、33頁をお願い致します。この中では、土地貸付収入、それから建物貸付収入、それから土地売却収入が主な収入でございます。そのうち、土地売却収入は昨年度500万だったところ、200万増額ということで計上させて頂いております。

次に35頁お願い致します。基金からの繰入金でございます。まず、財政調整基金の繰入金が1億円、次に、減債基金繰入金から一番下の歴史を生かすまちづくり基金繰入金までは特定目的基金でございまして、説明欄に記載の事業にそれぞれ充当しているものでございます。

次に39頁をお願い致します。地方債でございます。総務管理債から3の住宅債まで、それぞれ説明欄のとおり事業に充当するため、起債を起こすものでございます。なお、一番下の臨時財政対策債は一般財源でございますので、充当する事業を、は記載されておりませんので、ご了承願いたいと思います。

続きまして、130頁をお開き願いたいと思います。債務負担行為の当該年度末以降の支出予定額に関する調書でございます。130頁から133頁までとなります。説明の方は割愛させて頂きたいと思います。

次に134頁、地方債の当該年度末における現在高の見込に関する調書でございます。最終的に28年度末で、一般会計で60億6,664万4千円となるものでございます。

ちょっと戻って頂きまして、3頁をお願い致します。第3条、一時借入金でございます。一時借入金の最高額を定めるものでございまして、15億円としているものでございます。

次に、特別会計、港湾整備事業特別会計の方、ご説明したいと思います。予算書262頁お願いしたいと思います。歳出の方でございますけれども、ほとんど例年と変わりはありませんが、28年度におきましては、倉庫のシャッターを修繕致しますので、修繕料が80万円程増加しております。それ以外につきましては、例年どおりでございます。それで、歳入でございますが、1頁前に戻って頂きまして、261頁、ハートランドフェリーからの使用料収入となっているものでございます。

予算の方は以上でございます。

次に、議案第10号、15号でございます。議案書の3頁となります。江差町財政調整

基金の処分について、でございます。財政調整基金を取り崩して繰り入れするために、財政調整基金の設置・管理・処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。額及び時期は記載のとおりとなりますので、宜しくお願い致します。

次に、議案第24号となります。議案書35頁となります。逆川森林公園の設置及び管理に関しまして条例を定めるものでございます。条例の主な概要でございますけれども、公園の名称・位置を定めるほか、許可を要する行為、それから許可の取り消し、また禁止される行為、その他などについて定めているものでございます。

財政課では以上でございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、次に、「税務課課長」。

「税務課長」(補足説明)

宜しくお願いします。それでは、歳入から説明をさせていただきます。

1款町税について、でございます。収入総額8億1,397万円を計上しており、前年比789万円、1パーセントの増としてございます。主な内訳としましては、町税、町民税につきましては、

はい、失礼しました。はい、はい、予算書です、失礼しました。予算書8頁以降になります。町税収入総額につきましては、8億1,397万、前年比789万、1パーセントの増としてございます。町民税につきましては、個人町民税と法人町民税合わせまして、前年比191万円の減としております。主な要因としますと、法人町民税の税率引き下げによる影響としてございます。

続きまして、固定資産税です。国有資産等の交付金を含め、前年比1,433万円程度の増額、増額としております。内訳としましては、土地分が地目変更等により600万円減少する一方で、家屋で600万、償却資産で900万程度の増額を見込んだ結果となっております。

続きまして、軽自動車税です。平成26年度の税制改正により、経年重課並びにスクーター等の新税率適用により、前年比191万程の増額を見込んでございます。

次に、町たばこ税です。前年比650万円の減としてございます。旧3級品の増額として20万円程度増額を見込んでおりますが、それ以上に旧3級品以外の売上げの落ち込みにより、トータル650万円の減と見込んでございます。

続いて、予算書36頁、諸収入、延滞金につきましては、今年度の実績等を勘案し、60万円程度の減としてございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。予算書52頁以降になってございます。

2款1目、失礼しました。2款1項10目、予算資料50番、町税等過年度還付金につきましては、実績等勘案してございまして、勘案し、60万程の減としてございます。

続きまして、2款2項1目税務総務費につきましては、事業番号51番固定資産評価委託としまして、平成30年度の評価替えに向けた新たな事業として、225万円を計上したほか、53番の総務事務費におきまして、課内の共通的な経費、郵便料等100万円を他の科目に移行したこと等によりまして、前年比330万円程の増としてございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、新たな事業としまして、5事業に約470万円を増額する一方、郵送料等の事務的な経費の予算計上科目を見直し、見直し、160万円を減額した結果、トータル310万円の増額となっております。

新規事業について、概略を説明させていただきます。

資料番号で54番、事業番号54番、コンビニエンスストア収納対応システムです。平成29年度から全国の5万店を超えるコンビニでの納税が可能となるよう、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の4税目を対象にシステムの構築を図るものです。導入総額、約195万円のうち、75パーセント相当を一般会計、残りを国保会計で支出することとしてございます。

ナンバー55、町税滞納管理システム、こちらにつきましては、行政不服審査法への対応を図るため、システムの改修を図るものとしてございます。

さらに、58番課税電算処理におきましては、3つのシステム改修を行うこととしてございます。

まず一つ目、住民税システム年金平準化でございます。町道民税を年金から引き去りされてる方が、町外転出した場合、これまでは年金引き去りが中断され、納付書による納付となっておりますが、同一年度に限り年金からの引き去りを継続できるという内容にするものとしまして、約109万円を計上してございます。

二つ目、軽自動車税の課税の際に必要なとされる検査情報等を取り込むためのシステム改修に約60万を計上してございます。最後です。電子申請等届出サービスの導入です。インターネットを経由して行われる町民税、固定資産税等の申告に関連しまして、異動届や変更届、変更届出等につきましても、申告と同様に電子による提出を可能とするための改修に、122万円を計上してございます。

続きまして、国保会計について、税所管について説明させていただきます。予算書138頁以降になります。

まず、歳入です。国民健康保険税収入額1億7,696万円を計上し、前年比180万円程の減としてございます。減少となった要因としますと、近年における被保険者数並びに加入世帯の所得の減を見込んだものに、見込んだことによるものです。

続きまして、歳出。予算書につきましては、150頁以降となります。

1款2項1目賦課徴収費です。こちらにつきましては、前年比40万円程減としてございますが滞納整理機構への引き継ぎ、引き継ぐ割合を見直した結果、一般会計にとりまして支出すべき額が40万ほど増えているということで、国保会計分を40万円程減としてございます。

続きまして、1目収納率向上対策です。例年、12月議会における補正案件としていたものを、今年度は新規事業として当初予算に計上させて頂いております。これまで、6期でお支払い頂いていた納期数を8期に増やすためのシステムの改修として約22万、コンビニ収納への対応を図るための費用として約46万を計上した、する等、トータル302万程の計上となっております。

続きまして、予算から議案の方ちょっと、条例関係について説明をさせて頂きます。

議案25号、37頁です。過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、でございます。今回の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別法の有効期限延長に併せ、条例の効力を平成33年3月31日まで延長したものでございます。

続きまして、議案26号、39頁になります。江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。一部改正内容につきましては、従来、7月から12月までの6期によりお支払い頂いている国民健康保険税につきまして、翌年1月と2月を新たな納期として加え、8期制とするものでございます。これまで、通年で国保に加入されている世帯では、1期あたり2カ月分のお支払いをして頂いていたこととなりますが、納期数を増やすことにより、1.5カ月分のお支払いとなるものでございます。

以上、税務課所管の説明を終わらせて頂きます。宜しくお願い致します。

(議長)

今、財政課、税務課それぞれ説明を受けました。今の説明を聞いてですね、この資料はですね、議員に事前に配布してあるんですよ。だから、この薄木委員長が述べた通り、もっと端的に、大きく変わったことのみを説明してくださいということ、ちゃんと薄木委員長が言っております。にもかかわらずですね、こんなに、びにあたり、さいにあたり説明することはない。時間の無駄だ。よって、25分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

はい。まず、税務課からちょっとあのお聞きしたいと思います。

あの実は、空き家対策、ずっと、あの対策ってことやってきたのですが、あの一つ今年度予算で、固定資産税の町税の収入が2億4,560万円、これ見込んでおりますよね。土地、建物合わせてってことですね。このうち、要するに今空き家となっている部分が、どのくらいか。それとあの滞納がもしあったら、どの位か。これを調べていって、税制上の、色々なことも町で考えないと、実際に、実際に今これから進めようとする空き家対策が、やっぱりここが問題になって、ネックになってるのかなとこう私自身考えるもので、この辺をまず最初に伺いたいと思います、はい。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」

空き家に関する内容につきましては、現状、課税する際におきまして、空き家かどうかということを要件にはしてございません。

「室井議員」

ちょっと、マイク。すいません。

「税務課長」

失礼しました。はい。失礼しました。

現状、課税する段階におきまして、空き家かどうかということを判定にはしてございません。但し、滞納に関しましては、2月末現在、現年度と滞納合わせて約、固定資産税総体で約5千万の滞納が、滞納となって、未納という風になってございます。そのうち、固定資産税の割合で申しますと、家屋とそれと土地とあと償却資産、この3つがありますが、ほぼ家屋につきましては5割がその固定資産税額を占めているということから申しますと、推計ですが5千万のうち半分程度は空き家、失礼しました、家屋に関する滞納になるのかなという風に考えてございます。

ただ先程申しましたように、空き家かどうかということに関しましては現状では押さえておりませんので、宜しくお願い致します。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

はい。よろしいですか。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

あの、だけどこれは集計は簡単にできますよね。今現在、あの住んでない家というのははっきり分かる訳ですから。やろうと思ったら出来ますよね。出来ない訳ないですね。

「税務課長」

はい。

「室井議員」

現実。これですね、この辺をね、きちっとやっぱり解決していかないと、私は、やっぱり税制上の、例えば時限的な、時限条例的なものを組んで、やっぱりやっていかないと、この空き家、老朽化して人が住まない。これ意向調査、今度総務課の方でやってくって先程答弁ありましたので、これ連動してやっていかないとですね、空き家このままになっていって、その空き家の分の滞納額がわからない、これ分からなくて、やろうと思ったら分かることですから、やっぱりこの辺きちっと押さえて、そしてどういう風な対応取るのかと。これ税務課だけでは、当然出来ません。やっぱり総務とか、連携してそしてまた外部にも委託するといっています。この税制上の、やっぱり措置、これあの先程も説明してましたけれども、税制上、時限的に、立法的に条例で、措置する、何年間の措置をして、この間に本当に住まない意向、住む必要も考えてないっていうそういう意向に対してはですね、やっぱりあの特定空き家でなくても、色々なこと考えていかないと、町が綺麗にならないのかなと。

これは私、本当にこの建設業の中において、何とかしたいと、何とかしなければならないと本当に思っているのですよ。この辺、あの、税制上、今すぐ答弁は出来ないと思います。税制上どう考えるとかってことは出来ないと思いますけど、総体的に、あの副町長、これを本当にやって調べて、実際に今空き家がですね、どの位あって、今調査の結果ですね、そしてどういう風に意向をきちっと汲んだ上でですね、やっぱり促進していくっていうことを考えなきゃならないなというのを基本的に私考えてますけど、如何でしょうか。

(議長)

はい、「副町長」。



### 「副町長」

あの空き家のっていうより、まず危険家屋、特定空き家の調査をします。そして、併せて、特定空き家以外の空き家も調査すると、こういうことになっていく中で、次のステップとすれば、特定空き家に50件なら50件指定されましたと、いうことになる、解体を実は危ないんで解体してくださいってことで、所有者等に勧告なりいきますよね。そういった所の例えば解体費を促す、解体を促すための例えば解体の助成なり支援をどうするかと、こういった制度設計に移っていくわけです。それから、室井議員おっしゃるのは、それ以外に特定空き家までいかない部分の空き家のまたバンクであるのか、そこまで、バンクになるには多分それなりのやっぱり躯体がきちっとした状況でないとならないだろうなという風には私は今思っておりますけども。そういったところのあの有効活用を図るのはどういった絞り込みをするのかとか、色々な部分を、次の段階では当然考えていきたいとこのように思っています。はい。

### 「室井議員」

よし、わかった。

### (議長)

いいですね、他に質疑希望ありませんか。  
小野寺さん、「小野寺議員」。

### 「小野寺議員」

はい。何点かお聞きします。

まず、税務1点だけ、1点だけ。あの先程、説明で納期の部分が、違った、ごめん。納期の部分がありました。それで、これ前から、何年も前でしょうかね、あの私も納税者の方から言われて、結果的に良かったんですが。それでちょっとお聞きしますが、前までは色々な理由挙げてですね、難しい、難しい、難しいって言っていたのですよ。出来るとすれば、何らかな形の是正が出来たと思うのですけれども。じゃあ、もっと、是正というか、負担感を少なくするんだったら、あのギリギリですよ、あの他の所でやってるところに何で近づけられなかったのかなと、もう今更そこにシステム替える訳にいかないと思いますけれど、ちょっとそこら辺のお考えお聞きしたい。お聞きしたいと思います。

あと、そちらの方ですね。昨日の一般質問でね、ちょっとビックリしたこと、先に二つ。あの時間無いからやめましたが、今日あると思って。まず一つ、バス停のところで、私待合所の件で、あれは行政財産でしょと、つまり使う側からいったら公の施設ですよ、そうすると当然、地方自治法上という設置管理条例もあるでしょうと。そんな話したら、普通財産ですっていったらちょっとビックリ仰天したんですが。帰ってからもう一回調べたら、

全部調べた訳じゃありませんが、色々なところはきちっとあの待合所の設置条例作っている。どう考えたって、地方自治法上、読めば、一般町民があので使っている、そしてきちっと管理しなければならないのを、普通財産っていうことは私有り得ないと思うのですが、もう一回その見解。

それから、もう一つビックリが、昨日の小林議員の質疑の中で、公園の整備。私聞き違いでなければ、何年かかるのですかと言ったら、5年、5、6年、ちょっとそれ教えて欲しいのですが、ちょっとね、せつかくです。それだけじゃあれですから、町長の執行方針では、要は取りあえず急ぎ撤去修繕っていたかな、そして新設となればまあその後ということかもしれませんが。いずれにしても、一定程度、年度を決めて集中的に撤去する。それから並行して修理する。まあ総合的な判断から新設もすると思うのですが、前に資料頂きました。あれ9月議会だったかな、詳しい資料頂いて、本当に、これ見てすぐ分かるのですが。ある程度、古い遊具、それからどこの公園だったら一定程度必要だろうと、調査しなさいと言ったらあまり調査しないようなこと言いましたが。茂尻児童公園は江差のある程度メイン公園ですよ。例えば茂尻児童公園、今、複合施設ありますが、もう一つ、これは地域の声やっぱり聞いて欲しいと思うのですが。例えば、鉄棒が欲しいとかですね、そういうところは集中的にこの1年2年で出来ないのかなと。恐らくだから、5年、6年というのはどういう意味での5年、6年なのか。最終的に終わる、それは分かりますが、ある程度の計画性、集中的なところはこの1年、2年でもちょっと少し計画性のこと教えて頂きたい、と思います。

次、あと三つくらいか、すいませんね。集会施設の資料頂きました。これいいですよ。これ、で、資料41で、追加資料の41で頂きました。あの細かい点は宜しいです。利用料の委託料の件です。あのどうもこれはちょっと、利用頻度からみて、どうなのということなのですよ、言いたいことは。分かりますよね。何軒かから言われました。あの安いと。自分の仕事に見合っていないと、やめたいと。もうやめたのかな、わかりません。ちょっとそれをお聞きします。これが集会施設の委託料ですね。

次、町営住宅。これも何月議会でしたか。詳しい資料頂きました。あの私の資料要求で。で、前回、いわゆる空いている町営住宅、あまりにも古いところは致し方ないとして、もしかしたらそれは自然にもう住む人が居なくなるのを待っているかもしれません。で、そこはもう新しく作らないかもしれません。ですから、あまり細かいこと言いませんが、切っけ聞きます。南が丘第1団地、南が丘第4団地、前回詳しく資料頂きました。ここ空いていると。あまりにも江差町では新しい町営住宅です。比較的新しい。なのに、こんなに空いているいいのかと。で、この間どうなっているのか、それから、これからどうするのか。あそこに入りたい、入りたい、入れない、入れないってたくさんいますよね。

はい、次、最後です。最後だな。先程説明ありました公共施設等総合管理計画、このことについてちょっとお聞きしたいと思います。これは国の法律で、既に走っている自治体もありますが、江差町は最後になりました。あの資料の4で先程も説明ありましたが。こ

れ、これは本当に大変ですよ。江差町の全ての公共施設で、直す、それから二つあるところ一つにする、それから直して何年かもっとあの使おうと。いずれにしても、江差町としては大変な計画だと思うのですよ。これはもう全庁あげてやらなければならない。あの関係の施設ですね、を持っているところ。やんなきゃなんないと思うのですが。それどうという体制、今まででも似たようなことずっとやってきている、長寿命化計画。これ本当にしっかりと江差町のいわばまちづくり、ハードとしてのまちづくりになる重要なあの計画なので、どういう風に進めている、進めていこうとしているのか、簡潔で宜しいのでお聞きしたい。

あと、最後。これは何て言っているのか。逆川公園のことなのです。要するに私前にあの何年か前からあった町の財産が、条例が無いと。つまり根拠条例が無いと。そんな馬鹿なことないだろうと、言ってやっとなってきたのが今回なのですけれども。一言二言あってもいいと思うのですよね。で、今まで何だったのかってことになりますよね。で、色々不手際もあったけれども、こうなったというようなことも含めてですね、新しく逆川公園作った訳でないのですよ。そこをきっちり、やらないと、同じようなことが他に江差町あるのかと。作ったはいいいけども根拠条例が無いとか、他に何かあるのと、言いたくなくなってしまふ。ですから、やっぱり一言ね、そこら辺ちょっと欲しいですね、以上です。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」

はい。国保の納期に関する質問でございます。現状、江差町が今8期制にするにあたりまして、より多くの納期を設定している道内では9期、10期という自治体がございます。今回私共が2期を増やす背景とした要因の一つが、まずは、一つは、国民健康保険の課税基礎となる町道民税、更には固定資産税の確定期、固定資産が5月です。町道民税が6月になります。これらの賦課決定を終えなければ、結果的に2回、被保険者の皆様に通知を出すことになるということになります。それらを避けたいということで、まず7月の第1期を動かしてございません。

更には、年度内の完納率、年度内収納率を確保したいということもありまして、2月まで納期を延ばすことによりまして、本来年度は3月で締めですので、万が一2月までに納められないとしますと、3月に督促状を発布。更には納められないとなりますとそれから滞納処分というような形になっていくということもありまして、江差町の場合は8期で留めているという現状でございますので、ご理解を頂きたいと思っております。宜しくお願いします。

(議長)

はい、「財政課長」。

### 「財政課長」

バス停の行政財産か普通財産かということでございますけれども、あの地方自治法コンメンタール等見ましても、行政財産とは普通地方公共団体において公用または公共用に供し、また供することと決定した財産をいい、普通財産とはそれ以外ということでございますので、私の方としては普通財産と認識しているものでございます。

### 「小野寺議員」

公共用財産じゃないのですか。

### 「財政課長」

次に、公園の関係でございます。

昨日の一般質問でもご答弁しましたが、5年から6年、3年位でちょっとあの、思った以上に殆どのベンチですとか、そういったところで破損しているものが多かったものですから、3年位でちょっとそういったものを全部整理した後に、遊具でも設備でも残り2年位で少し整備していけたらなということで考えてございます。

その中で、茂尻の方は今年度修繕費少し多めに付けてもらっておりますので、色々施設の修理とかしていきたいと考えてございます。

それから、集会施設の関係でございます。管理料の関係のご質問だったと思っておりますけれども、現在町内会の方に町内会さんの方に委託しておりますので、年額6万6千円ということで、お願いしているところなのですが、委託している業務の方は施設の使用申請の受付や、使用料の徴収、それから清掃や草刈り、除雪までもお願いしているところでございます。今の金額になったのが、平成18、9年あたりからと私が調べた段階では、それ以来変更してございませぬけれども、お願いしている業務の内容を考えれば、色々業務の量にも差がございませぬ。ほとんど年間何件も利用が無いところもあれば、70、80、利用されているところもあります。そういったように開きがございませぬので、少しそういったものも加味しながら、見直しをどう整理していくかも含めて、見直しを検討してみてもいいのかなと考えてございます。

それから、町営住宅でございます。南が丘第1と第4団地、確かにまだ入居してございませぬけれども、今第2団地の方、直してございませぬ、そちら入居できるようになりましてから、第1団地、第4団地と順次また手を入れていく予定としてございませぬ、ちょっとまだ時間がかかるかなと思っているところでございませぬ。いずれにしろ、第1と第4の空き戸数の所も修繕して入れていくことでの方向性は変更ございませぬ。

公共施設の総合管理計画、体制でございますけれども、基本的には財政課が中心というか主体となるのかなと思っております。ただ、当然各課、施設持つてございませぬので、各課と連

携しながら全庁舎的な体制で策定していきたいなど。ただそのやはり専門知識的な、知識の部分がちょっとあれですので、計画の作成にあたりましては、そういった知識を持つ事業者、計画策定やそういう管理等の業務、専門性を有するコンサル、会計事務所、監査法人等、そういったところを想定しているところでございますが、そういう業者さんと、連携しつつ、現有公共施設の現況分析、それから今後の管理方法、そういった部分をアドバイス頂きながら、支援を頂きながら策定していきたいと考えてございます。

それから、逆川公園条例でございますが、非常にお恥ずかしい。いいですか。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

今あの財政課長から答弁したものの全部ということになりませんが、何点かちょっと私から少しお話しします。

バス停の待合所、行政財産か普通財産か、これについては結論から言いますと少し調査させていただきます。それであるの実態はあの小野寺議員も知ってのとおり、町で設置したもの、この資料要求もあったように、町で設置したもの、それから或いは国道沿いであれば国道の改修に併せていわば開発建設部さんにやって頂いて、維持管理は町がしているものとか、色々輻輳している部分もございますので、ただそういったことを含めた中で少し調査を頂きたい。調査します。

それから、公園のいわば遊具等の整備については、これは実はあの予算ヒアリングの段階でも色々関係課含めて実は議論をしました。それは、予算の張り付けも含めてですね。少し予算を張り付けたのは事実でございますけれども、今言える部分については、例えば鉄棒に限って言うと、まずは、江差小学校であるとか、例えば南が丘小学校の部分にあるとするならば、そういったところには鉄棒は設置しますよとか、全てに鉄棒を設置しなければならないという風な認識はちょっと私まだ整理整頓してございませんけれども、一定程度あのそれぞれの公園の部分に全ての種類の遊具を置くということではなくて、それらの集約化も含めて、これはあの継続してちょっと検討させていただきます。そういうことでございます。

それから、公共施設等総合管理計画、これは本当に大きな仕事でございます。ですから、今、あのこれは全課の方で、全ての課の方でいわば現状の施設の状況のまず調査っていうか、台帳をきちっと整備しなきゃならない、そこからスタートするのですけれども、そういったところの集約、そしてこの公共施設は統合であったり、この施設は解体であったりとか、そういった年次があのはつきり明示出来ないものも多分あるかもしれません。あの幅を持たせてですね。ただこういったあの計画を立てないと、例えば解体する方向であるとかということになるとするならば、解体費に対しても国の交付金が入るというのも、多

分小野寺議員知っている通りでございます。ですから、これに盛り込まないと、通常解体費はそういう交付金や補助金入らない訳ですけれども、こういったところを、今年、全課体制です。ただ、今の現課の体制でいいのかというものも含み取りして、私はあの1件あの質問があったらという風に思いますので、それらはトータル的なあの今年度の体制の中ではあの色々ちょっと考えているところでございます。

それから、逆川公園、これにつきましては小野寺議員の方から前々からあの言われている部分、当然ございました。少し屁理屈を申し上げますと、改良区の改良区の敷地もあつたり、それから農事組合の敷地もあつたり、色々敷地の管理面の部分で輻輳しているのも事実、現場としてあつたのは事実です。ただ、逆川公園は誰が責任を持って、あそこで例えば怪我をしたり何なりした場合、誰が責任をとるのかということが当然出てきますので、そういった意味で、今回、設置及び管理の内容の条例をあの提案申し上げる、こういうことでございますので、ご理解頂きたいという風に思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、わかりました。二つ、あの今の、了解、了解というか分かりました。

それを踏まえて、公園と町営住宅。それで、公園については、あの確かに分かるのです。お金の関係、それからそれぞれあのいわゆる学校もあれば、児童公園、都市公園もあれば、分かりますが。やはりあの、子ども4年、5年経ったら、1歳の子どもが5年、5歳、6歳ですよ。必要な時期に、必要な遊びが確保できない。提供できないっていう、そこしっかり見て頂きたいのですが。

ちょっと観点を変えて、残念ながら、財政課はその担当部署というか、見るとすると、財産管理ですよ。今の公園に関して、公園、いわゆる公園側の方に目を見たような担当なんていないのですよ。いるとすると、町民福祉課ですよ。町民福祉課の方では、あの昨年、江差町子ども・子育て支援事業計画というものを作って、その中に多少オブラートですが、公園のこともちゃんと書いてあるのですよ。但し、そんなにね、どこ、どこ、どこ、どこって細かいことは書いていません。要はしっかりと、本来公園でいうと、町民課ですよ。子育て支援という意味で、そこでしっかりと協議して、それから学校でいうと学校で協議して、もちろんほとんど開放されているから、学校だけでなく、地域の子どもたちもあるでしょうから。昨日、小林議員に対する答弁が何かよく分からなかったのだけれど、きちっとやっぱりそこら辺、協議した上での施設整備、急ぐもの、時間置いていいもの、

そこしっかりやって頂きたい。それもう一度お聞きしたい。

それから、町営住宅。ちょっとね、同じことこれ、南が丘第1団地、全部で32、そのうち8あります。何年空けておくのですか。何年あのまま置いておくのですか。江差では新しい町営住宅ですよ、あそこ。残念ながら。他ではもう古い部類に入りますけれども。それから、道から引き受けた第4団地。これは全部で30ですか、私の計算では。30のうち8、だから要は四分の一を無駄なことになっているのですよ。いつ、いつまで入れるようにするのですか。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

公園に関しましては、確かに町民福祉課、学校等、教育委員会サイドとこれまでも話したことございませんでしたので、ちょっと色々話し合いの場といたしますか、協議の場といたしますか、より良い環境をどのように作りだせるのかというのをちょっと話ししていきたいなと思っております。

それから、町営住宅でございます。最大限、今年度中には。

「小野寺議員」

今年度、一カ月、一カ月無い、一週間。

「財政課長」

第2団地を、今年度中に、3月31日までに3戸作る予定なのです。で、28年度に5戸から6戸、また入居出来るようにしますので、そのことをご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、次に、「飯田議員」。

「飯田議員」

はい、議長。

生涯学習センター旧体育館。あれ、用途廃止になりましたから、教育財産から財政の方で宜しいのですよね、管理ね。昨日の町長答弁にもありましたように、今度のなべからは違う会場を提案していきたいと、そういうような答弁がありました。

ちょうど2年前に、やはりあの施設を、使っていた団体がありました。歴まち協同組合ですね。お雛さんをあそこに保管しておるのです。けどやっぱり町の方から、今後貸すことが出来ません。色々な、例えば消防法の関係、火災、食品衛生は関係ないですけど、そういう関係で、これ大変困りまして、商工会等、色々どう手立てを含めながら、当時は例えば朝日の学校どうですかって、結果的に町の施設では無理だっということ、緊急避難的に他の団体に要請をして、現在まで保管をお願いしているというのが、実態があります。昨日の答弁からすると、例えば体育館、最低限の補修や防火対策をした、どういう風な格好で防火対策をしたら、この例えばそういうような保管が、要請があったら可能なのか。おっしゃってください。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

生涯学習センターでございますけれども、あの自動消火設備350万から400万程のコストがかかるものでございますけれども、そういったものですか、あとあそこ雨漏りもひどいので、そういったことで、お雛さんの他にその選挙用品も一時保管していたのですけれども、そういったものも全部撤去というか、あの移設したところでございます。その消防法に関しましては、先程言いました350から400万程のコストがかかるというものでございますけれども、宜しく申し上げます。

「薄木議員」

わかんねえな、この答弁だったら。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

この施設については、将来的にはですね、先程色々こう答弁ありましたように、公共施設の総合管理計画の中で今後は措置されると思いますけれども。そうしますと、これまでの過去2回のなべまつりについては、この350万のそういうような施設をして、町長の答弁にありましたよね。最低限の補修と防火対策をして許可をした。そうですね、そういう答弁がありました。ということはこの350万かけて、今言うような防火施設を施して



許可をしたということですか。昨日の小梅議員に対する答弁との整合性のある答弁をお願いしたい。

「室井議員」

副町長。

「薄木議員」

議長、休憩にしろ。

(議長)

はい、副町長。

「薄木議員」

答弁調整しなきゃ駄目だぞ。

(議長)

はい、暫時休憩。

(暫時休憩～昼食休憩)

(議長)

それでは休憩を閉じて再開致します。  
飯田議員の2問目の答弁から入ります。  
それでは、「副町長」。

「副町長」

大変あの失礼しました。簡潔にちょっと少し順を追ってご説明申し上げます。  
生涯学習センターのいわば、なべまつりの関係で町長の答弁もありました。  
それで、それらも引き続く関係で飯田議員の方のご質問にご答弁させていただきます。  
私も、観光担当していた時点で、閉鎖している建物を一時的に使用する部分での、消防法上の許可を取る分とすれば、パッケージ型消火栓の設置、こういったもの、それから出店者の訓練、そういった、それからロビーとのロビーと体育館との遮断、こういったところを条件として臨時的な活用を実は一時的イベントとして使用してきた状況です。これについては、消防の方にも届出をして。

その後、27年の通知文は26年の12月ですが、役場内の決裁は27年の1月に一時的なイベント、なべまつりのイベントのみならず、実際には選挙看板の保管、それから作

業の実施、スキーの保管、雛人形の保管等、倉庫等として利用されている状況から、建物管理上、各種消防設備の設置が必要になるという、消防法の指摘を受けたところでございます。それをもって、所管課の方では、中に入っている物品の別な所に移す、こういう作業に入ったというのがまず一つでございます。

それで、指導書、新たに指導書が11月20日付けでありまして、それに対するいわば履行、履行する文書を、12月の14日付けで指導があった江差町生涯学習センターについて、施設内に保管している物品等を整理し、順次代替施設へ撤去した後、入口を閉鎖して完全に使用しないこととするっていう、いわば履行内容を記入して、履行完了予定はいつかというところも明記したのが、平成28年の3月31日まで履行しますと、こういう文書を消防宛てに出したというのが次です。

それで、最後、この町としてそういう履行のあれを消防に出した後、27年の12月28日に、逆に消防の方から3月31日までではなくて、1月末まで履行するよというものが実は書類として入ったのが事実でございます。この時点で、なべまつりの部分の主催者の観光コンベンション協会の方とも、縷々ちよっと事務段階でも協議していたようでございますが、既にポスター等含めて準備もしている状況があつて、代替のイベント会場がない状況の中で、緊急避難的に町としては、許可をしたと、こういう事実になろうかという風に思います。以上です。

(議長)

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

議長。これまでの経過については今の説明で理解しました。分かりました。

ただですね、今言うように、選挙看板、スキー関係、これはやっぱり町なりあの教育委員会の財産ですよ。そこにやっぱり民間の雛祭りの人形も保管しておつたと。そういう事実と報告だと思ふのですよ。町の部分については代替施設がありますからいいですよ。歴まちのあれだけのやっぱり100何十台の雛人形を、やっぱり法律に、関係法令に適合しないからっていつて、使用が不許可になって、他の施設に移したのですよ。これは事実ですよ。

したら、過去、消防から指摘された過去2回のなべまつりは、関係法令に適合してないってことでの理解で宜しいのですか。法令に適合してないけど、町は許可を出したと、そういう確認で宜しいのですか。これ色々ありますよ、関係法令は。消防法ありますよ、用途廃止しましたから建築基準法関係ないかもしれませんが、アスベストの含まれた建物ですよ。食品衛生法あるじゃないですか。そういう全ての関係法令に適合したかってことなのですよ。

「町 長」

議長。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

飯田議員のご質問にお答え致します。

今あの消防法の絡みでご質問でありました。

私の認識ではですね、今年の、今年の11月20日に指導を受けているという風に認識しております。その後の対応として、今後のなべまつりに、平成28年の3月31日までにその是正するというような回答をしたものでありまして、その後にまたあの消防署の方から指導ということに来て、それが12月28日という時期でありました。そういうところではですね、なべまつりはもう走り出している段階で、変更することは出来ないという判断を私自身がしたこと、変更をさせて頂きました。

その上で今あの飯田議員がおっしゃっているその雛人形等の移転という面では、本当に民間の皆様にもご迷惑をおかけしたという風に思います。もう少し配慮をすべきだったという風に反省をしております。

今後、こういうことがないように、住民のそういうとても良い活動で、ひな祭りというものを題材にした良い活動でありますので、今後も支援していきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

「飯田議員」

議事進行。

(議長)

はい。

「飯田議員」

私の質問に答えていないのではないですか。

「薄木議員」

訳わかんねえんだべや。

「飯田議員」

私はね、あのもちろん雛人形もこれは絶対やってもらいたいイベントだし、もちろんあ

のなべまつりも、小梅議員の質問にある通りね、やっぱりきちんとした対応できる場所でやっぱり開催してもらいたい。持続をしてもらいたいですよ。

要するに、一方の歴まちはですね、勧告に従って他の施設に移したのですよ。このなべまつり2回はきちんと今言うように建築基準法なり食品衛生法なり消防法なり、まあ消防法っていってもまあ江差でいけば檜山広域行政組合の火災予防条例に該当すると思いますよ。関係条例にきちんと違背なく、過去2回実施したのですか。町は許可したのですか。

今町長の答弁であれば、もう今年の1月にまでの消防の勧告ではもう既にポスターも出来あがっているし、緊急避難的に町が。法律って、関係法令には違反しているという認識で宜しいのですね。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

飯田議員のご質問の中で、過去2回というのがちょっと私の認識ではわからないんですけども、今年、失礼しました。今年度に限っていうと、11月20日に通達がき、勧告というか何というのですかね、履行、指導書というのが来て、それを受けて対応したというのは間違いなく私の責任で行いました。

(議長)

はい、次、薄木議員。

「飯田議員」

議長、議事進行。

ただ、過去2回っていうのは、今年はまだ終わりましたから、過去2回、今年も含めてですよ。緊急避難的にということは、違背の関係法令に違背の事実があったけれども、緊急避難的にもう許可したっていうそういう押さえで宜しいんですねって確認ですよ。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

先程、年を追って言いましたので、回数を言いますと、今年の部分がそういう消防法の

指摘を受けたにもかかわらず許可をしたと。今年ですね、そういうことでございます。

**「飯田議員」**

違反していたということですか。

**(議長)**

「薄木議員」。

**「薄木議員」**（議会運営委員会委員長）

はい。議会運営委員長の立場として、議長に要請致します。

先程の斉藤課長の答弁ですと、あたかも350万円の金額がかかるので、それを要しない団体には適さないという解釈で私はしております。ということは、観光協会としては350万かけたものを当然やったのだと、思うのでありますので、財政係長、下にあの観光協会の事務局あります。そこ行って、その語を決算書にそういう項目があるのかそれをちょっと調べて頂きたい。

そして、先程町長の、昨日の小梅議員の答弁の中にも最低限の設備を抱えてやったという答えがありました。ということは、それは何百万かけたのか。この辺も確認をして答弁を頂きたい。これが議会に対する率直な答弁だと思いますので、要請を致します。で、私の質問に入ります。まずそれをお願い致します。

**(議長)**

はい、「副町長」。

**「副町長」**

薄木議員、少し調整頂いていいですか。

**「薄木議員」**

だから、先にそれをやってください。

**「副町長」**

それで、少し調整させてください。ちょっと暫時休憩お願いします。

**(議長)**

暫時休憩。はい。暫時休憩します。

(暫時休憩中)

(議長)

それでは、休憩を閉じて再開致します。

それでは薄木議員の答弁、質問に対して答弁、「副町長」。

「副町長」

それではあの噛み砕いてお話しします。

まず、担当、担当課長のあの金額をお話したのは、消防から指摘を受けた設備を整備した場合にはそれだけかかるという、そういう意味の数字でございますので、その数字が少しあの誤解を招いた表現であれば、そこはあの訂正させていただきます。

それで、観光コンベンション協会としては、過去に学習センター、閉鎖した学習センターでイベントを一時的に開催するにあたり、過去において、消防の指導もあって、パッケージ型消火栓を整備した経緯がございます。これをもって継続開催してきたところでございます。

ただし、町とすれば、生涯学習センターをなべまつり以外のいわば物置という風に言いますか、物品庫的な要素として活用を図ってきて、その中にあの雛人形等も含まれてきたわけですが、それらが消防の指導監査の中で、昨年、昨年指導を受けたってことなのです。いわば物品庫として使うのであれば通年使う、不特定多数の人が出入りする倉庫、建物とみなすのであらゆる色々な消防設備を整備しなきゃならないと、こういうことの指導を受けたものですから、町とすればそういった状況にはお金をかけられない状況で、閉鎖を決めて、3月一杯までそういった閉鎖の手続きを踏んだところでございます。

但し、最終的に、逆にまた消防の方からも一刻も早く閉鎖をするようにという指導を受けた中で、イベントの今年のですね、今年のイベントの準備等の部分で許可をせざるを得なかったというか、許可したのは町だと。但しそれは消防法上の問題ないのかということ、消防からの指摘を受けた中で許可をした、こういう状況にあるということで、ご理解頂きたいという風に思います。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

只今の件に関して、あの質問者、答弁者と、きちっとやっぱりあのこの件に関しては、整理しておく必要があると思います。それで、よって、議運を開いて、きちっとここで整

理した、その報告を求めたいと思いますが、如何でしょうか。

(議長)

はい、今、室井議員からのこの質問に対して、直ちに休憩をして、休憩中に議運を開いて頂きたいと。薄木委員長、宜しくお願いします。

それでは、暫時休憩致します。

(暫時休憩) ※議会運営委員会開催

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

それでは、薄木委員長。

「薄木委員長」(議会運営委員会委員長報告)

議会運営委員会より報告致します。

当委員会は先程、議会運営委員会を開催し、旧生涯学習センターの使用許可についての質疑について内容を精査致しました。

町としては、3月末をもって閉鎖することで決定しておりましたが、消防署へ報告したところ、12月28日付けで江差消防署から江差町へ1月末をもって期限で閉鎖するよう指導されました。

町としては、2月に予定しているなべまつりの会場については、違法であるが準備等の都合もあり、緊急的措置として許可、使用許可を致しました。緊急的措置とはいえ、適正さを欠くものであり、この点について改めて町長の見解について、議会及び町民に示すべきである、と致しました。

以上、議会運営委員会より協議した結果を、報告を終わります。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

薄木議員、議会運営委員会の協議の、踏まえて、ご答弁申し上げます。

なべまつりの会場として使われていました旧生涯学習センターの件ですけれども、先程の来の答弁にありますように、とおりに、消防署より指導の指導を受けていたというのが事実であります。その上でイベント主催者に対して、会場変更等の申し出や協議をしましたけれども、既にポスター或いは開催の実施内容等が確定していたこともありまして、代替会場の手配も含めて間に合わない状況との、返答を受けたことから、私の責任で緊急避難

的に会場の使用を許可したところが実情でございます。会場の所有者として、その責任を重く受け止め、以後このようなことがないように気を付けて参りたいと思ひ、陳謝致します。申し訳ございません。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

「薄木議員」

議長。

(議長)

「薄木議員」。

「薄木議員」

今度はね、ちょっと簡単な方で。

調整財政基金の処分なのだけど、1億という金額、これ何か大きい町のこういう目玉があつてこれで足りなくてこうなるのか、それとも、トータル的に足りなくなつたのか、その辺の見解をお聞き致します。

それともう一つは、職員住宅。これは江差町に定住する方にも貸したりはしますけれど、何部屋何年空いているのか。その辺のことはちょっと聞きたいなと思つて。

これは当然、江差町の空き家対策には適合はしませんよね。この辺のこれからどういう形を進めていくのか。これあの常任委員会でも常に出ていることですが、長年空いているのであれば、リフォームしながら町民に早く売却するよふにという答申が出ております。その辺のことを踏まえての答弁をお願い致します。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

まず、財政調整基金の取り崩し1億でございますけれども、あの地方交付税が8,700万円程減少になるほか、その他全体として財源不足を生じているところがございましたので、1億円、基金から繰り入れるものでございます。

それから、職員住宅でございます。現在、27戸ございまして、13戸入居してございます。今空き家が、ほとんどがああちょっと何年か入つてないよふなところですので、この辺ちょっともう一度点検しながら、特定空き家といいますか、その老朽化したりして、そういう被害とかないかどうかちょっと確認してみたいと思ひます。



(議長)

はい、いいですか。

「薄木議員」

リフォームして売る、売却する、考えないのか。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

大変申し訳ありませんでした。相当古い住宅ばかりでございまして、大体41年からそういうようなものが多いものでございますので、ちょっと売却するとなりましても、あの上屋の方ですよね。上屋の方につきましては、あまりちょっと老朽化が進んでいますので、売却するってことは考えてございません。

(議長)

はい、「薄木議員」。

「薄木議員」

はい。意地の悪い質問じゃないけれど、町のそういう空き家をね、見ながらやりながら、自分らの職員住宅が作っておきながら、それでも空いているという。あんた方の考えの中で、そういうものの整理するっていう考え方も持っていけないのか。

それと財政基金の、まあ次のこれ課にも関わるのだけど、1億足りないけれど、8千万も次の予算組みもしてくるようなものがあるという。何かその辺の整合性っていうものは無いのかどうかさ。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

基金につきましては、交付税の減のほか、地方加速化交、地方創生交付金の絡み等もございまして、全体としてこの額となったものでございます。

それから、職員住宅でございますけれども、募集を都度かけたりもしてございますけれども、入居希望者が居ませんので、今のような現状となっているものでございます。

(議長)

はい、答弁漏れある。

「薄木議員」

ないよ、いいよ。

(議長)

いい。はい、他に質疑希望ありませんか。

質疑希望ありませんので、財政課及び税務課の予算並びに関連議案について質疑を終わります。